

対象施設と排出基準

番号	水銀排出施設の種類 ^(注1)	規模要件（次のいずれかに該当するもの）	排出基準(μg/m ³ (N))	
			既存 ^(注2)	新規 ^(注3)
1	(1) 石炭専焼ボイラー (2) 燃焼能力 ^(注4) が10万L/時以上の石炭混焼ボイラー	●伝熱面積10m ² 以上 ●燃焼能力 ^(注4) が50L/時以上	10	8
2	燃焼能力 ^(注4) が10万L/時未満の石炭混焼ボイラー		15	10
3	銅又は金の一次精錬施設 (専ら粗銅・粗銀・粗金を原料とする溶解炉を除く。)	①銅・鉛・亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉・焼結炉・溶鋳炉・転炉・溶解炉・乾燥炉 ●原料処理能力0.5 t/時以上 ●火格子面積0.5m ² 以上 ●羽口面断面積0.2m ² 以上 ●燃焼能力 ^(注4) 20L/時以上	30	15
4	鉛又は亜鉛の一次精錬施設 (専ら粗鉛・蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)	②鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 ●燃焼能力 ^(注4) 10L/時以上 ●変圧器定格容量40kVA以上 ③金属精錬の用に供する焙焼炉・焼結炉・煅焼路・溶鋳炉・転炉・平炉 (①及び②に掲げるもの並びにこしき炉を除く。)	50	30
5	銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設 (専ら粗銅・粗鉛・蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)	●原料処理能力1 t/時以上 ④金属の精製の用に供する溶解炉(①及び②に掲げるもの並びにこしき炉を除く。) ●火格子面積1 m ² 以上 ●羽口面断面積0.5m ² 以上 ●燃焼能力 ^(注4) 50L/時以上 ●変圧器定格容量200kVA以上	400	100
6	金の二次精錬施設 (専ら粗銀・粗金を原料とする溶解炉を除く。)	⑤製鋼用電気炉の集じん機で捕集されたばいじんからの亜鉛回収の用に供する焙焼炉・焼結炉・溶鋳炉・溶解炉・乾燥炉 ●原料処理能力0.5 t/時以上	50	30
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	●火格子面積1 m ² 以上 ●燃焼能力 ^(注4) 50L/時以上 ●変圧器定格容量200kVA以上	80 (140 ^(注5))	50
8	廃棄物焼却炉 (番号9に該当するものを除く。)	●火格子面積2 m ² 以上 ●焼却能力200kg/時以上 ※原油精製以外からの廃油の専焼炉で、自ら産業廃棄物の処分を行うものは対象外	50	30
9	水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源からの水銀回収施設	●回収時に加熱工程を含む施設（施設の規模による裾切りはありません）	100	50

(注1) 番号1～7（6の⑤を除く。）は大気汚染防止法のばい煙発生施設に、番号6の⑤はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に、番号8と9は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に、それぞれ該当する施設

(注2) 施行日の時点で、現に設置されている施設（設置工事に着手しているものを含む。）に適用される基準

(注3) 施行日以降に設置又は施設規模が5割以上増加する構造変更（水銀排出量が増加する場合）をした施設に適用される基準

(注4) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの（液体燃料10L、気体燃料16m³、固体燃料16kgがそれぞれ重油10Lに相当するものと換算する。）

(注5) 原料とする石灰石の1kg当たりの水銀含有量が月平均0.05mg以上であるものについては、月平均0.05mg未満となるまで140 μg/m³(N)